

3.2 社会的状況

社会的状況の調査対象範囲を表3.2-1に示す。

社会的状況の基本的な調査対象範囲は、自然的状況と同様、対象事業実施区域及びその周囲2kmの範囲とした。

ただし、産業やその他規制内容は広域に整理されていることから、三種町、男鹿市、大潟村など広域な調査対象範囲を適宜設定し、地域概況の把握を行った。なお、「産業廃棄物の状況」については広域の情報を把握するため、「対象事業実施区域及びその周囲50kmの範囲」を基本的な調査対象とした。

表 3.2-1 既存資料に基づく社会的状況の調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
人口及び産業の状況	
人口の状況	三種町、男鹿市、大潟村
産業の状況	三種町、男鹿市、大潟村
土地利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 2km の範囲
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
河川、湖沼の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 2km の範囲
海域の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 2km の範囲
地下水の利用の状況	対象事業実施区域及びその周囲 2km の範囲
交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲 2km の範囲
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	対象事業実施区域及びその周囲 2km の範囲
下水道の整備状況	三種町、男鹿市、大潟村
廃棄物の状況	
一般廃棄物の状況	三種町、男鹿市、大潟村
産業廃棄物の状況	対象事業実施区域及びその周囲 50km の範囲
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容 その他の環境の保全に関する施策の内容	
地域の指定の状況	三種町、男鹿市、大潟村
その他規制内容等の状況	三種町、男鹿市、大潟村

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

「秋田県の人口と世帯」（平成29年～令和4年 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて人口の状況を整理した。三種町、男鹿市及び大潟村における人口及び世帯数の推移を表3.2.1-1及び図3.2.1-1に示す。

三種町及び男鹿市では世帯数ともに減少傾向にあるが、大潟村では、人口がやや減少傾向にある一方で、世帯数は横ばい状態であった。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
三種町	世帯数（世帯）	5,996	5,932	5,874	5,685	5,643
	人口総数（人）	16,058	15,609	15,158	14,873	14,524
	男（人）	7,180	6,965	6,757	6,838	6,690
	女（人）	8,429	8,193	7,993	8,035	7,834
男鹿市	世帯数（世帯）	10,930	10,792	10,689	10,411	10,309
	人口総数（人）	26,488	25,720	25,043	24,541	23,895
	男（人）	12,115	11,805	11,483	11,574	11,294
	女（人）	13,605	13,238	12,864	12,967	12,601
大潟村	世帯数（世帯）	842	848	874	854	850
	人口総数（人）	3,059	3,037	3,024	2,963	2,907
	男（人）	1,530	1,516	1,481	1,469	1,431
	女（人）	1,507	1,508	1,488	1,494	1,476

出典等：「秋田県の人口と世帯」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

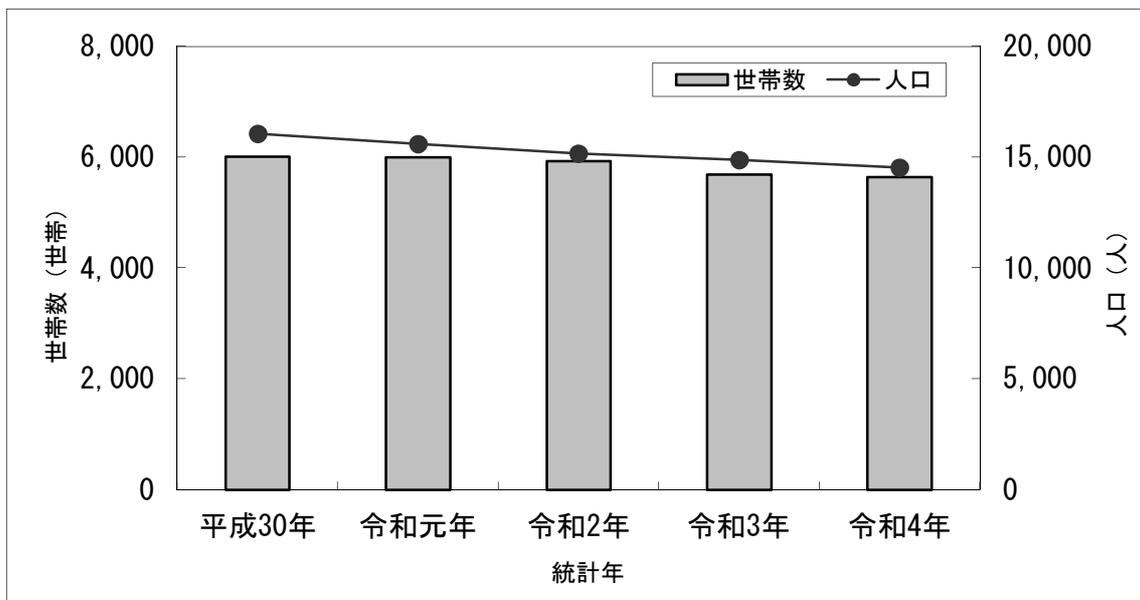


図 3.2.1-1 (1) 人口及び世帯数の推移（三種町）

出典等：「秋田県の人口と世帯」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

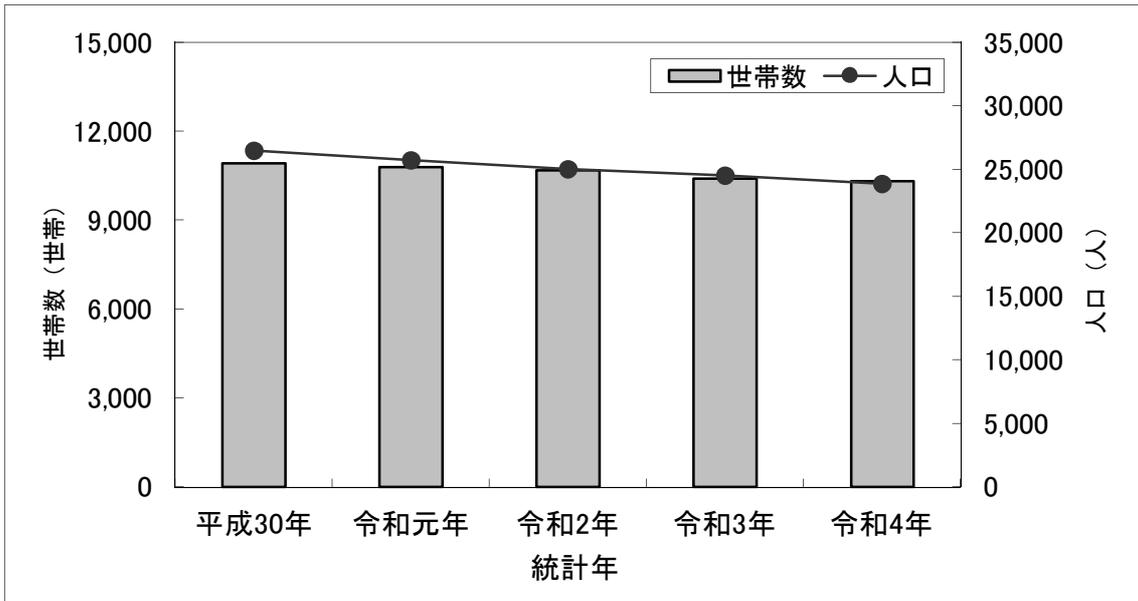


図 3.2.1-1 (2) 人口及び世帯数の推移 (男鹿市)

出典等：「秋田県の人口と世帯」(秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月)を使用して作成した。

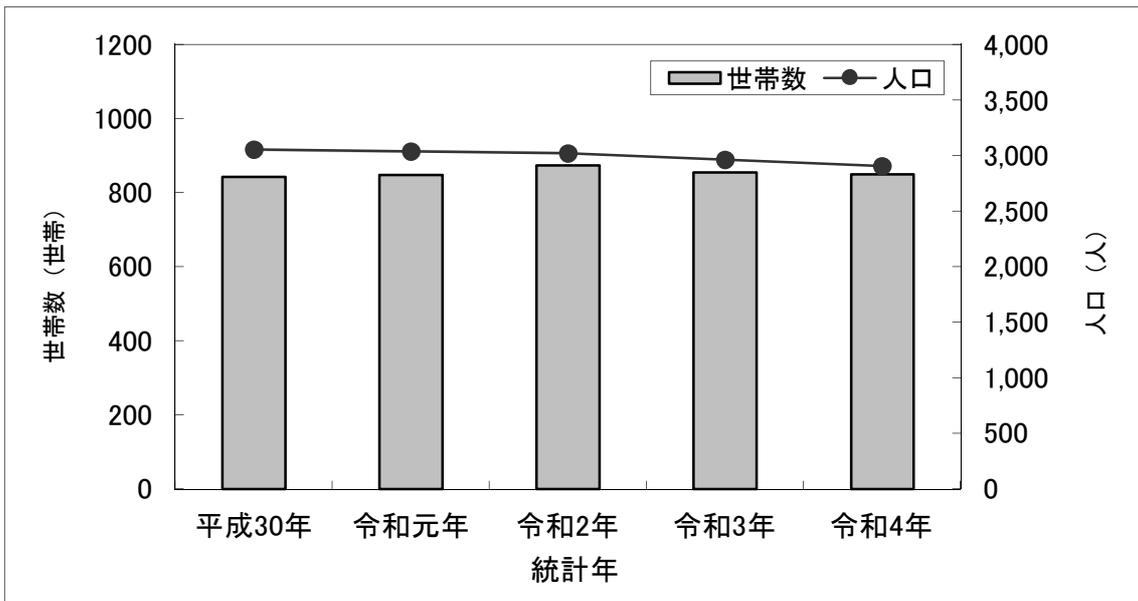


図 3.2.1-1 (3) 人口及び世帯数の推移 (大湊村)

出典等：「秋田県の人口と世帯」(秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月)を使用して作成した。

(2) 産業の状況

「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（令和4年 総務省）を用いて、三種町、男鹿市及び大潟村における産業大分類別就業者数を整理した結果は、表3.2.1-2のとおりである。

三種町では「農業」の割合が最も高く、次いで「医療、福祉」が占めている。男鹿市では「医療、福祉」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」が占めている。また、大潟村では「農業」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」が占めている。

表3.2.1-2 産業大分類別就業者数

[単位：人、()内は%]

産業	三種町	男鹿市	大潟村
第一次産業			
農業	1,490 (19.59)	1,053 (9.55)	1,458 (74.16)
林業	23 (0.30)	40 (0.36)	-
漁業	7 (0.09)	206 (1.87)	-
第二次産業			
鉱物、採石業、砂利採取業	3 (0.04)	31 (0.28)	1 (0.05)
建設業	942 (12.39)	1,413 (12.81)	15 (0.76)
製造業	838 (11.02)	965 (8.75)	29 (1.48)
第三次産業			
電気・ガス・熱供給・水道業	33 (0.43)	59 (0.53)	2 (0.10)
情報通信業	29 (0.38)	44 (0.40)	2 (0.10)
運輸業、郵便業	276 (3.63)	598 (5.42)	3 (0.15)
卸売業、小売業	882 (11.60)	1,550 (14.05)	119 (6.05)
金融業、保険業	89 (1.17)	127 (1.15)	10 (0.51)
不動産業、物品賃貸業	47 (0.62)	84 (0.76)	8 (0.41)
学術研究、専門・技術サービス業	74 (0.97)	124 (1.12)	2 (0.10)
宿泊業、飲食サービス業	230 (3.02)	535 (4.85)	46 (2.34)
生活関連サービス業、娯楽業	248 (3.26)	430 (3.90)	23 (1.17)
教育、学習支援業	204 (2.68)	332 (3.01)	56 (2.85)
医療、福祉	1,342 (17.65)	1,661 (15.06)	66 (3.36)
複合サービス事業	161 (2.12)	204 (1.85)	19 (0.97)
サービス業（他に分類されないもの）	320 (4.21)	743 (6.74)	41 (2.09)
公務（他に分類されるものを除く）	281 (3.69)	583 (5.29)	63 (3.20)
分類不能の産業	86 (1.13)	249 (2.26)	3 (0.15)
総数	7,605 (100.0)	11,031 (100.0)	1,966 (100.0)

出典等：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（令和4年 総務省）を使用して作成した。

①農業

「令和2年度市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて農業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における農業の状況を表3.2.1-3に示す。

三種町、男鹿市及び大潟村では、米の産出額が最も大きい。

表 3.2.1-3 農業の状況

（単位：1,000万円）

項目		三種町	男鹿市	大潟村
耕種	米	414	308	1,275
	麦類	-	x	x
	雑穀	0	0	-
	豆類	12	5	12
	いも類	3	3	0
	野菜	167	70	57
	果実	8	56	1
	花き	x	9	x
	工芸農作物	4	6	1
	その他作物	x	x	x
畜産	肉用牛	3	14	3
	乳用牛	17	4	-
	豚	39	-	-
	鶏	1	0	-
	その他畜産物	2	-	-
加工農産物		-	-	-
農業産出額		675	477	1,353

注1：統計表で合計と内訳の合計が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入しているためである。

2：「-」は事実のないもの、「0」は単位に満たないもの（例：0.4千万円→0千万円）、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

出典等：「令和2年度市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

②林業

「令和2年度版 秋田県林業統計」（秋田県 令和3年）を用いて林業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における林業の状況を表3.2.1-4に示す。

三種町における森林面積は13,402ha、男鹿市における森林面積は12,596ha、大潟村における森林面積は369haである。

表3.2.1-4 林業の状況

(単位：ha)

項目		三種町	男鹿市	大潟村	
国有林	林野庁所管	国有林	2,424	1,897	-
		官行造林地	104	534	-
	その他官庁所管		17	-	-
民有林	公有林	県	428	264	-
		市町村	1,091	1,082	369
		財産区	688	-	-
	私有林	個人	5,692	5,255	-
		森林整備センター	-	-	-
		林業公社	540	298	-
		会社	471	696	-
		社寺	69	131	-
		その他	1,894	2,438	-
総数		13,402	12,596	369	

注1：民有林面積は、単位未満を四捨五入しているため、その合計面積と民有林面積総数（地域別面積）は一致しない。

2：国有林面積は、林地面積を森林面積として計上している。

3：森林整備センター：(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター

出典等：「令和2年度版 秋田県林業統計」（秋田県 令和3年）を使用して作成した。

③水産業

「海面漁業生産統計調査」（農林水産省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて水産業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における水産業の状況を表3.2.1-5に示す。

三種町ではその他刺し網による漁獲量の占める割合が最も高く、主な漁獲資源はその他魚類である。男鹿市では大型定置網による漁獲量の占める割合が最も高く、主な漁獲資源はかに類である。なお、大潟村において漁業は行われていない。

表3.2.1-5 (1) 水産業の状況（平成30年度 漁法別）

(単位：t)

項目			三種町	男鹿市
底引き網	遠洋底びき網		-	-
	以西底びき網		-	-
	沖合底びき網	1そうびき	-	234
		2そうびき	-	-
小型底びき網		-	x	
船引き網			-	x
まき網	大中型まき網	1そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-
			近海かつお・まぐろ	-
		その他	-	
	2そうまき網		-	-
中・小型まき網			-	-
刺網	さけ・ます流し網		-	-
	かじき等流し網		-	-
	その他刺し網		9	279
敷網	さんま棒受網		-	-
定置網	大型定置網		-	1,225
	さけ定置網		-	-
	小型定置網		-	424
その他網漁業			-	-
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	-	-
		近海まぐろはえ縄	-	-
		沿岸まぐろはえ縄	-	-
	その他はえ縄		-	60
はえ縄以外の釣	かつお一本釣り	遠洋かつお一本釣り	-	-
		近海かつお一本釣り	-	-
		沿岸かつお一本釣り	-	-
	いか釣り	遠洋いか釣り	-	-
		近海いか釣り	-	-
		沿岸いか釣り	-	x
	ひき縄釣り		-	4
その他釣り		2	91	
採貝・採藻			1	94
その他漁業			1	896
漁獲量計			13	3,307

注1：統計数値については、表示単位未満を四捨五入しており、合計値と内訳が一致しない場合がある。

2：「0」は単位に満たないもの(0.4t→0t)、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3：平成30年で市町村別統計は廃止された。

出典等：「海面漁業生産統計調査」（農林水産省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.1-5 (2) 水産業の状況（平成 30 年度 魚種別）

(単位：t)

	項目	三種町	男鹿市
魚類	まぐろ類	-	x
	かじき類	-	2
	かつお類	-	x
	さめ類	-	19
	さけ・ます類	0	198
	このしろ	-	0
	にしん	-	0
	いわし類	-	37
	あじ類	x	269
	さば類	-	37
	さんま	-	-
	ぶり類	1	408
	ひらめ・かれい類	1	151
	たら類	-	285
	ほっけ	-	112
	きちじ	-	-
	はたはた	0	153
	にぎす類	-	x
	あなご類	-	0
	たちうお	-	0
	たい類	1	137
	いさき	-	-
	さわら類	0	58
	すずき類	0	12
	いかなご	-	-
	あまだい	-	24
	ふぐ類	x	89
その他魚類	6	198	
えび類	x	13	
かに類	x	876	
貝類	1	77	
いか類	-	20	
たこ類	1	140	
うに類	-	-	
海産ほ乳類	-	-	
その他水産動物類	-	7	
海藻類	-	16	
	漁獲量合計	13	3,401

注 1：統計数値については、表示単位未満を四捨五入しており、合計値と内訳が一致しない場合がある。

2：「0」は単位に満たないもの(0.4t→0t)、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3：平成 30 年で市町村別統計は廃止された。

出典等：「海面漁業生産統計調査」(農林水産省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 4 年 11 月)を使用して作成した。

④商業

「平成26年度商業統計表」（経済産業省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて商業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における商業の状況を表3.2.1-6に示す。

三種町における年間商品販売額は12,402百万円、男鹿市における年間商品販売額は31,119百万円、大潟村における年間商品販売額は9,748百万円である。

表 3.2.1-6 商業の状況

業種	区分	三種町	男鹿市	大潟村
卸売業	事業所数	17	30	6
	従業者数（人）	57	134	24
	年間商品販売額（百万円）	1,310	3,592	3,248
小売業	事業所数	134	263	25
	従業者数（人）	663	1,596	211
	年間商品販売額（百万円）	11,093	27,527	6,499
合計	事業所数	151	293	31
	従業者数（人）	720	1,730	235
	年間商品販売額（百万円）	12,402	31,119	9,748

出典等：「平成26年度商業統計表」（経済産業省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

⑤工業

「工業統計調査 2020年確報 地域別統計表」（経済産業省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて工業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における工業の状況を表3.2.1-7に示す。

三種町における製造品出荷額等は599,969万円、男鹿市における製造品出荷額等は1,352,212万円、大潟村における製造品出荷額等は821,053万円である。

表 3.2.1-7 工業の状況

項目	三種町	男鹿市	大潟村
事業所数	25	31	9
従業者数（人）	534	624	310
製造品出荷額等（万円）	599,969	1,352,212	821,053

出典等：「工業統計調査 2020年確報 地域別統計表」（経済産業省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

①地目別土地利用の状況

「秋田県の土地利用」(平成30年 秋田県)を用いて地目別土地利用の状況を整理した。三種町、男鹿市及び大潟村における地目別土地利用の状況を表3.2.2-1に示す。

三種町の総面積は24,798 km²、男鹿市の総面積は24,109 km²であり、両市町とも約半分を森林が占めている。また、大潟村の総面積は17,011 km²であり、その大部分を農地が占めている。

表 3.2.2-1 地目別土地利用の状況

(単位：km²)

市町村	総面積	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他 (参考面積)
三種町	24,798	5,870	13,622	187	926	1,023	640	2,530
男鹿市	24,109	4,740	12,846	122	629	1,013	1,145	3,614
大潟村	17,011	11,500	369	100	1,785	1,096	234	1,927

出典等：「秋田県の土地利用」(平成30年 秋田県)を使用して作成した。

②土地利用規制の状況

ア. 国土利用計画法に基づく地域の指定状況

「国土数値情報 森林地域・農業地域・自然公園地域・自然保全地域・都市地域」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月)を用いて「国土利用計画法」(昭和49年 法律第92号)に基づく地域の指定状況を整理した。

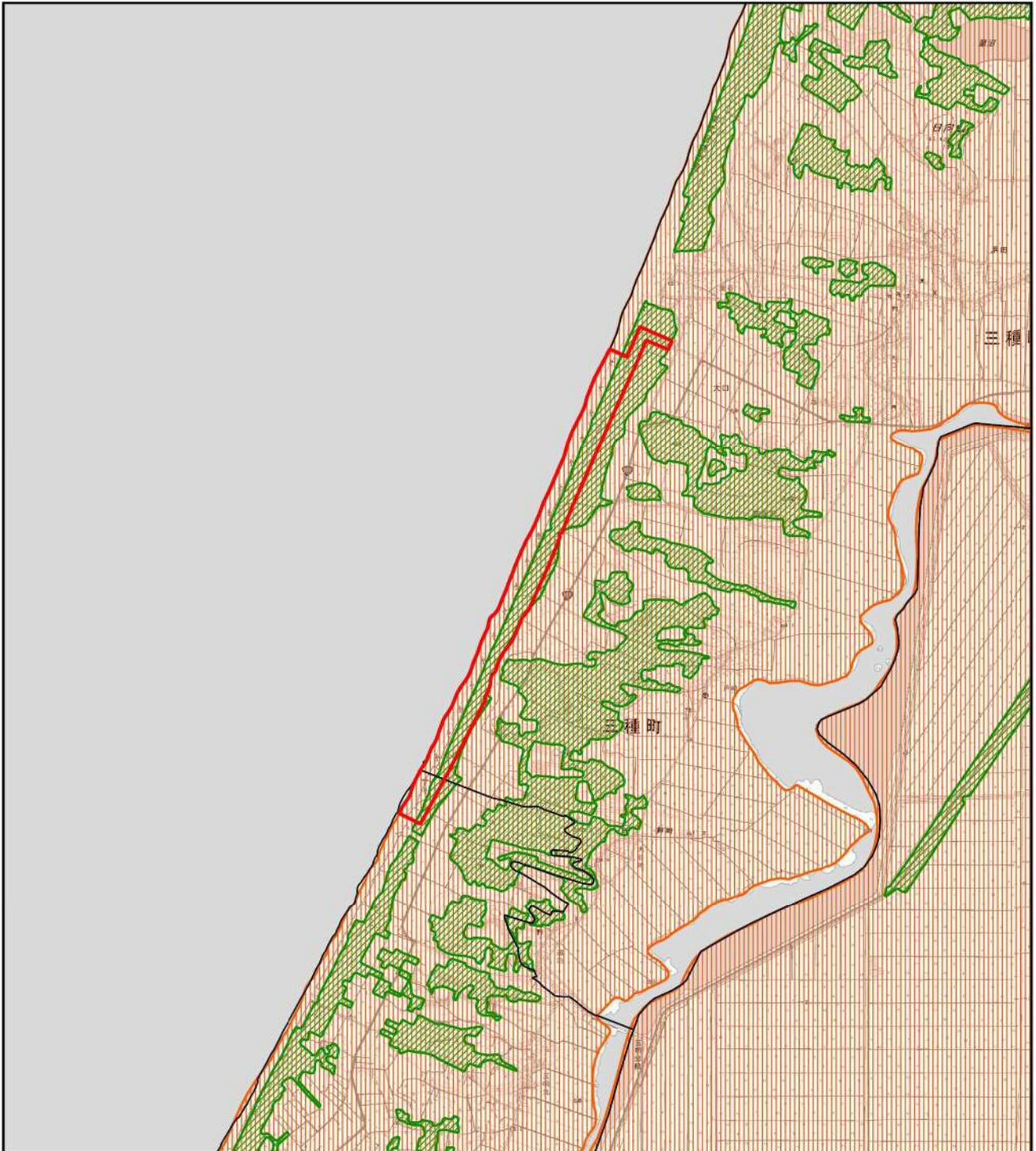
基本的な調査対象範囲における土地利用基本計画図を図3.2.2-1に示す。

基本的な調査対象範囲は、その全てが農業地域に指定されている。また、対象事業実施区域の東側は森林地域に指定されている。

イ. 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

「国土数値情報 用途地域」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月)を用いて「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)に基づく用途地域の指定状況を整理した。

基本的な調査対象範囲において用途地域の指定はなかった。



凡例

-  森林地域
-  農業地域

-  対象事業実施区域
-  行政区域

1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.2-1 土地利用の状

出典等：「国土数値情報 森林地域・農業地域・自然公園地域・自然保全地域・都市地域」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 4 年 11 月）を用いて作成した。

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用状況

①漁業の状況

「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて漁業の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲において、河川・湖沼の漁業等に係る指定はなかった。

②水道の状況

「令和2年度秋田県水道施設現況調査」（令和3年 秋田県）及び関係市町村へのヒアリングにより、水道の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲において、上水道及び簡易水道による取水は行われていない。

(2) 地下水の利用の状況

「令和2年度秋田県水道施設現況調査」（令和3年 秋田県）及び関係市町村へのヒアリングにより、水道の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲において、水道として地下水の利用は行われていない。なお、現地踏査によると、農作業においては井戸で汲み上げた地下水を使用している（図3.2.3-1参照）。



図3.2.3-1 農地における地下水取水状況

(3) 海域の利用の状況

「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて海域の利用の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における海域の利用の状況を図3.2.3-2に示す。

基本的な調査対象範囲は、共第2号（第1種共同漁業）、共第3号（第1種共同漁業）、共第8号（第2種共同漁業）、共第9号（第2種共同漁業）に指定されている。

なお、男鹿市では定置網による漁業の占める割合が高いが、対象事業実施区域から定置漁業権が設定された区画までは8km以上、離れている。



凡例

共同漁業権

対象事業実施区域

行政区域

1:40,000

500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.3-2 海域に係る漁業権指定の状況

出典等：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和 4 年 11 月) を使用して作成した。

3.2.4 交通の状況

「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）による交通の状況の調査結果を表3.2.4-1、位置を図3.2.4-1に示す。

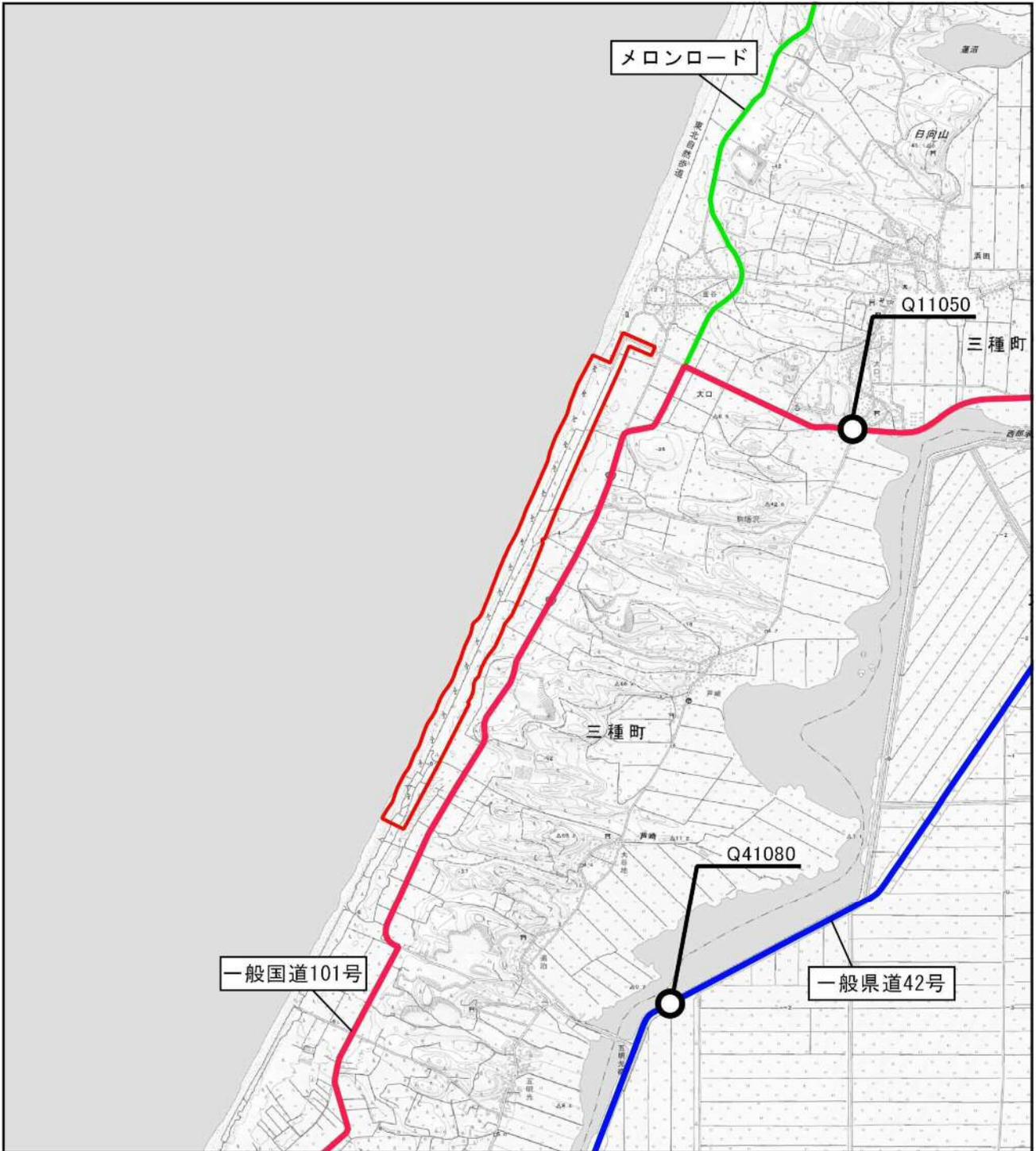
表 3.2.4-1 交通の状況

単位区間番号	路線名	昼間12時間交通量			24時間自動車類交通量		
		上下合計			上下合計		
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
		(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
Q11050	一般国道101号	980	113	1,093	1,169	143	1,312
Q41080	一般県道42号	3,031	711	3,742	3,700	940	4,640

注1：表中の単位区間番号は、図中の番号に対応する。

2：交通量の斜体は推計値を示す。

出典等：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。



凡例

- 一般国道
- 主要地方道
- メロンロード
- 道路交通量調査地点

- 対象事業実施区域
- 行政区域

1:40,000

500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.4-1 交通量調査位置

出典等: 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和 4 年 11 月) を使用して作成した。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 配慮が特に必要な施設の配置の状況

「学校関連施設」、「幼児・児童関連施設」、「福祉・保険関連施設」（三種町が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）、「男鹿市内各小・中学校ホームページのヘリリンク」、「男鹿市内にある介護保険事業所等一覧」（男鹿市が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）、「秋田県内の小中学校一覧（令和3年5月1日現在）」、「R3年度秋田県保育所（市町村立）一覧」、「R3年度秋田県保育所（私立）一覧」、「病院名簿（令和3年度）」、「令和3年度社会福祉施設・法人便覧」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）「国土数値情報 公共施設・学校・医療施設・福祉施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて以下の配慮が特に必要な施設の配置の状況を整理した。

- ・教育施設……………学校教育法（昭和22年 法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校
- ・医療施設……………医療法（昭和23年 法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・社会福祉施設……児童福祉法（昭和22年 第164号）第39条第1項に規定する保育所、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成17年 法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、「老人福祉法」（昭和38年 法律第133号）を根拠として老人福祉を行う施設

基本的な調査対象範囲における配慮が特に必要な施設の配置の状況を表3.2.5-1及び図3.2.5-1に示す。

対象事業実施区域から約1.7km、風車設置予定位置から約2.5kmの位置に、教育施設である「三種町立浜口小学校」及び社会福祉施設である「浜口保育園」が、対象事業実施区域から約2.0km、風車設置予定位置から約2.8kmの位置に社会福祉施設である「ショートステイさくら」が存在する。

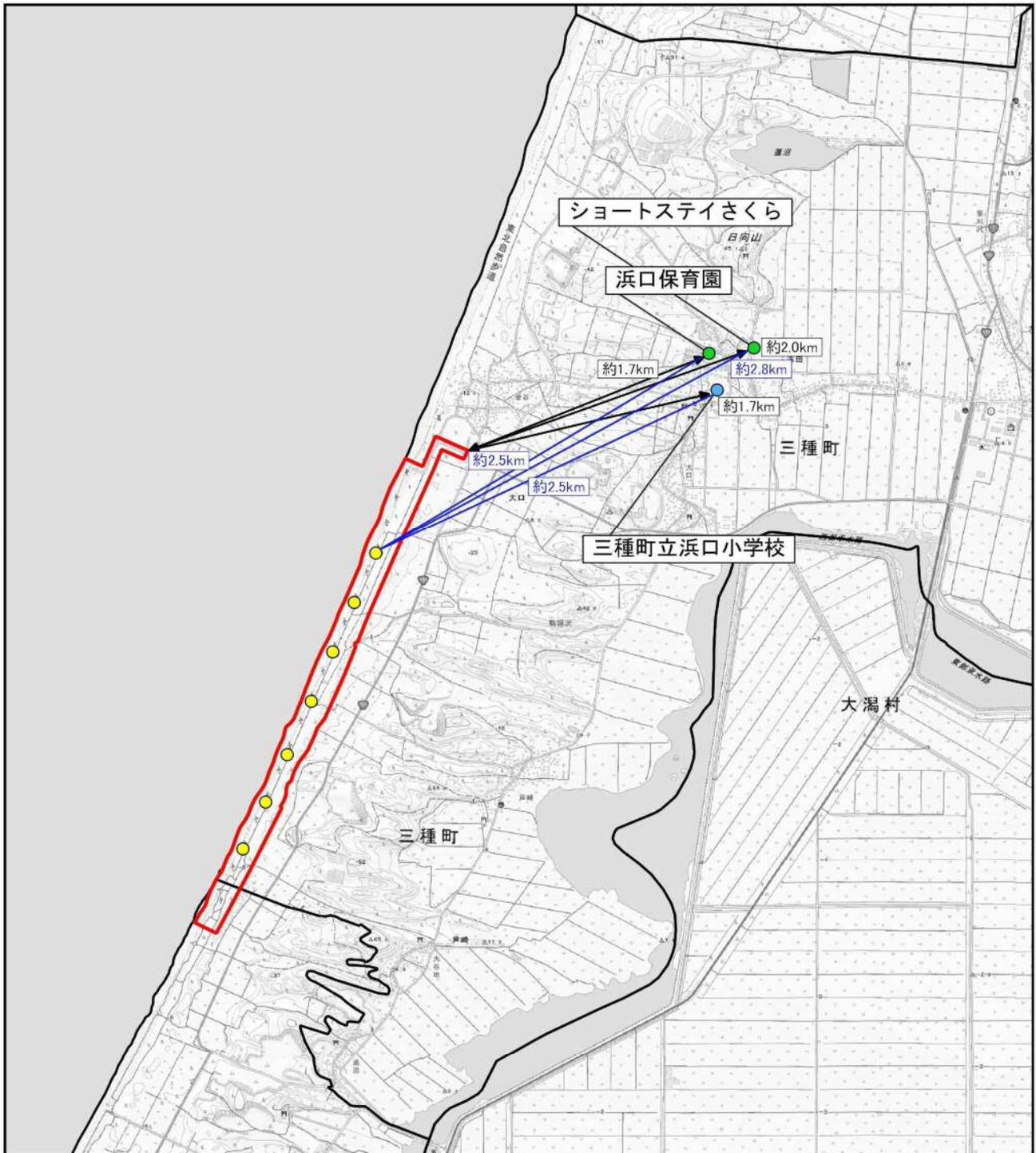
表 3.2.5-1 配慮が特に必要な施設の配置の状況

区分	施設名	所在地	対象事業実施区域からの距離	風車の設置予定位置からの距離
教育施設	三種町立浜口小学校	三種町浜田福沢57	約1.7km	約2.5km
社会福祉施設	浜口保育園	三種町浜田福沢12番地4	約1.7km	約2.5km
	ショートステイ さくら	三種町浜田字砂崎144番地	約2.0km	約2.8km

(2) 住宅の配置の状況

「建築物の外周線」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)及び「ゼンリン住宅地図」(株式会社ゼンリン、令和元年8月購入)により住宅の配置の状況を整理した結果を図3.2.5-2に示す。

新設風車の設置予定位置から約1,040mの位置に最寄りの住宅が存在している。また、最寄りの住宅から対象事業実施区域までは約140mの離隔があるが、当該住居の近隣における作業は、送電線工事や枝打ち等に限られ、大きな騒音・振動等が発生する大規模な工事は実施しない。なお、最寄りの住宅の近隣には、株式会社エムウインズ八竜の秋田営業所が存在している。



凡例

- 教育施設
- 社会福祉施設

□ 対象事業実施区域

□ 行政区域

● 新設風車の設置予定位置

1:40,000

500 0 500 1000 1500 2000 m



出典等：「国土数値情報 公共施設・学校・医療機関・福祉施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）、「令和3年度社会福祉施設・法人便覧」（令和3年秋田県）、「病院名簿（令和3年度）」（令和3年秋田県）及び「学校等一覧」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

図 3.2.5-1 配慮が特に必要な施設の配置の状況



凡例

● 周辺の住宅

★ 株式会社エムウインズ八竜 秋田営業所

□ 対象事業実施区域

□ 行政区域

● 新設風車の設置予定位置

1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.5-2 住宅の位置

出典等:「建築物の外周線」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)、「ゼンリン住宅地図」(株式会社ゼンリン、令和元年8月購入)を使用して作成した。

3.2.6 下水道の整備状況

(1) 下水道の整備状況

「2021あきたの下水道 資料編」(令和3年 秋田県)を用いて下水道の整備状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における汚水処理人口普及率を表3.2.6-1に示す。

三種町における汚水処理人口普及率は93.9%、男鹿市における汚水処理人口普及率は82.2%、大潟村における汚水処理人口普及率は100%である。

表 3.2.6-1 汚水処理人口普及率

市町村	住民基本 台帳 (人)	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・ 小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口 合計	
		処理 人口 (人)	普及率 (%)								
三種町	15,669	11,447	73.1	1,784	11.4	0	0.0	1,484	9.5	14,715	93.9
男鹿市	25,973	18,713	72.0	1,142	4.4	371	1.4	1,118	4.3	21,344	82.2
大潟村	3,054	3,054	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,054	100

出典等：「2021 あきたの下水道 資料編」(令和3年 秋田県)を使用して作成した。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

「一般廃棄物処理実態調査結果 統計表一覧 令和2年度調査結果」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて一般廃棄物の状況を整理した。

基本的な調査対象範囲における一般廃棄物の状況を表3.2.7-1に示す。

ごみ総排出量は三種町が4,844t、男鹿市が9,478t、大潟村が1,106tであり、中間処理後再生利用量は三種町が17t、男鹿市が457t、大潟村が64tであった。また、リサイクル率は三種町が5.5%、男鹿市が8.7%、大潟村が16.6%であった。

表 3.2.7-1 一般廃棄物の状況

自治体	ごみ総排出量 (t)				ごみ処理量 (t)					中間処理後再生利用量 (t)	リサイクル率 (%)
	合計	計画収集量	直接搬入量	集団回収量	合計	直接焼却量	直接最終処分量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量		
三種町	4,844	4,698	146	0	4,844	4,327	195	75	247	17	5.5
男鹿市	9,478	9,201	277	0	9,478	8,033	0	1,074	371	457	8.7
大潟村	1,106	1,105	0	1	1,105	812	0	174	119	64	16.6

出典等：「一般廃棄物処理実態調査 統計表一覧 令和2年度調査結果」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

(2) 産業廃棄物の状況

「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を用いて産業廃棄物の処理状況を整理した。

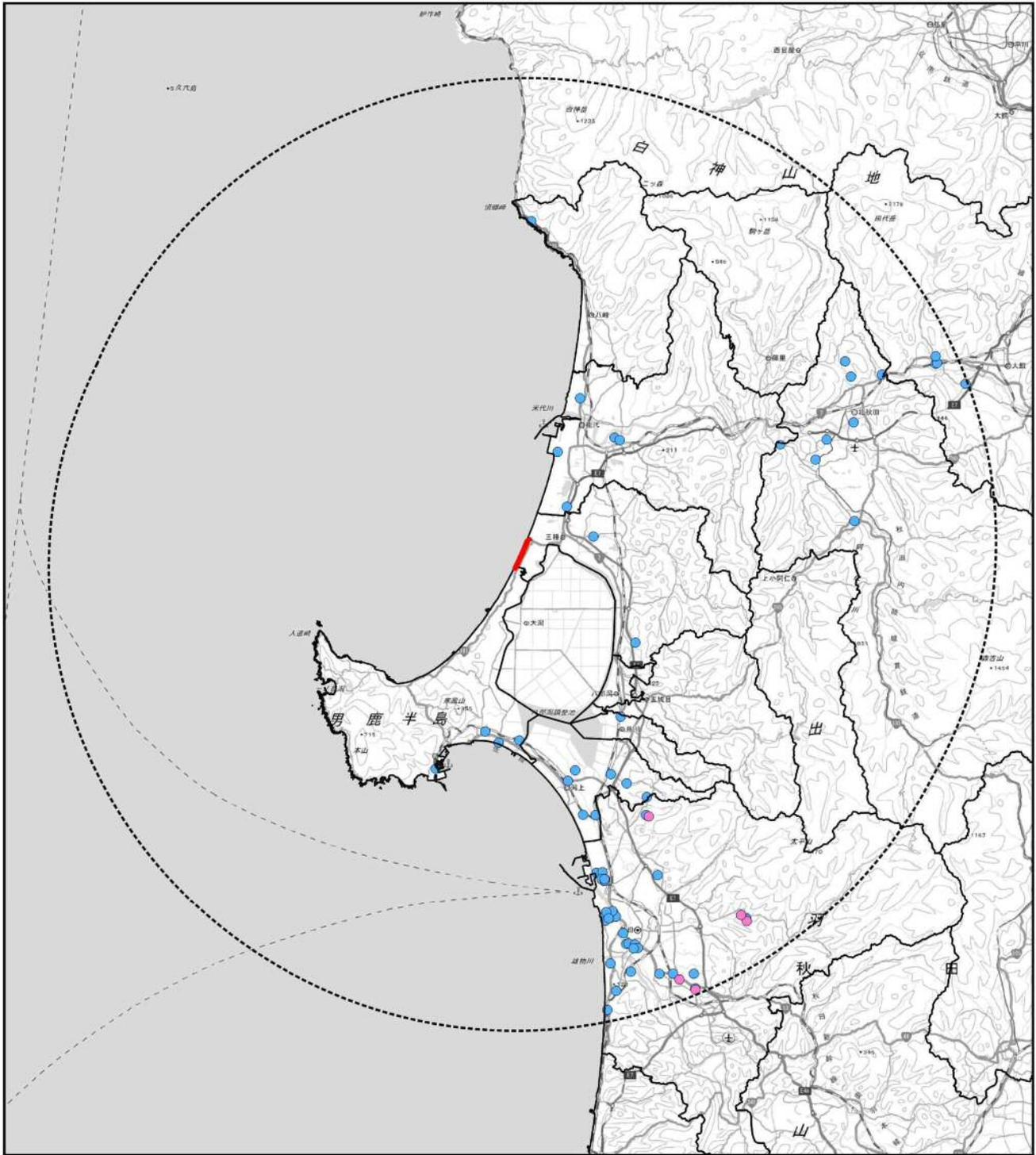
基本的な調査対象範囲における産業廃棄物処理場の状況を表3.2.7-2に、位置を図3.2.7-1に示す。

基本的な調査対象範囲において、中間処理施設が70箇所、最終処理施設が5箇所存在している。

表 3.2.7-2 産業廃棄物処理場の状況

自治体	中間処理施設	最終処理施設
秋田市	37	5
能代市	5	0
大館市	4	0
男鹿市	4	0
潟上市	8	0
北秋田市	8	0
南秋田市	1	0
三種町	2	0
八峰町	1	0
合計	70	5

出典等：「国土数値情報 廃棄物処理施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。



凡例

- 中間処理施設
- 最終処理施設

- 対象事業実施区域
- 行政区域
- 対象事業実施区域から50kmの範囲



図 3. 2. 7-1 産業廃棄物処理場位置

出典等:「国土数値情報 廃棄物処理施設」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和 4 年 11 月)を使用して作成した。

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

①環境基準等

ア. 大気汚染

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年 環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年 環境庁告示第4号)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年 環境省告示第33号)及び「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和51年 環大企220号)により定められている大気汚染に係る環境基準及び指針を表3.2.8-1に示す。

表3.2.8-1 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 (設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをならぬよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典等:「大気汚染に係る環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2.8-1 (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典等：「大気汚染に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-1 (3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典等：「大気汚染に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

イ. 騒音

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）により定められている騒音に係る環境基準を表3.2.8-2に示す。

また、秋田県では表3.2.8-3のとおり騒音に係る環境基準の地域の類型を定めている。基本的な調査対象範囲において、類型の指定はなされていない。

表 3.2.8-2 (1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典等：「騒音に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-2 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6：00～22：00）	夜間（22：00～6：00）
a地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典等：「騒音に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-2 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6：00～22：00）	夜間（22：00～6：00）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

出典等：「騒音に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-3 騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域

地域の類型	地域の区分
A	南秋田郡五城目町のうち第一種低層住居専用地域及び南秋田郡井川町のうち今戸字カチ田及び浜井川字洲崎
B	南秋田郡五城目町のうち第一種住居地域及び南秋田郡井川町のうち浜井川字曲淵、北川尻字海老沢樋ノ口、字下村、字中村及び字上村宅地、小竹花字川端及び字小縄手下、坂本字四百刈、字山崎及び字横岡、八田大倉字古堂及び字八幡並びに坂本字三嶽下二十四番一から二十四番三まで、二十四番七、二十四番八、二十四番十から二十四番十四まで、二十四番十九、二十四番二十、二十四番二十三から二十四番三十一まで、二十四番四十から二十四番四十五まで、二十四番四十七、二十五番、四十二番一から四十二番四まで、四十二番六、四十二番八から四十二番十一まで、四十二番十六から四十二番十八まで、四十三番、四十五番、四十六番一、四十六番三、四十六番三十二から四十六番三十五まで、百六十四番、百六十五番、百六十六番一から百六十六番六まで、百六十六番八から百六十六番十一まで、二百十二番一から二百十二番十四まで及び二百十三番
C	南秋田郡五城目町のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに南秋田郡井川町のうち浜井川のうち字新堰と字洲崎、字新堰と字家ノ東、字ヒル子と字家ノ東、字ヒル子と字土樋及び字喜兵衛堰と字土樋の各境界線並びに東日本旅客鉄道株式会社奥羽線の東側敷地境界線によって囲まれた地域並びに浜井川字家ノ東

備考

1. 地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の定めるところによる。
2. この表に掲げる行政区画その他の地域は、平成 24 年 4 月 1 日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

出典等：「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（昭和 11 年 秋田県告示第 146 号）（平成 24 年最終改正、秋田県告示第 146 号）を使用して作成した。

ウ. 水質汚濁

「環境基本法」（平成 5 年 法律第 91 号）に基づく「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示 59 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 環境庁告示 10 号）により定められている水質に係る環境基準を表 3.2.8-4 に示す。

なお、基本的な調査対象範囲には類型指定された公共用水域はない。

表 3.2.8-4 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。）1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1.c）（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川 (湖沼を除く。))

ア

項目類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然環境 保全・及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	第1の2の (2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級・水産1級・ 水浴・及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU / 100mL以下	
B	水道3級・水産2級・ 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU / 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1 級・及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級・農業 用水・及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級・環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-	
測定 方法	水素イオン濃度:規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 生物化学的酸素要求量:規格21に定める方法 浮遊物質:付表9に掲げる方法 溶存酸素量:規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いるを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 大腸菌数:付表10に掲げる方法						

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。）
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川 (湖沼を除く。))

イ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法	全亜鉛:規格53に定める方法 ノニルフェノール: 付表11に掲げる方法 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩: 付表12に掲げる方法				

備考

1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
出典等:「水質汚濁に係る環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

ア

項目類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-	
測定方法	水素イオン濃度:規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 化学的酸素要求量:規格17に定める方法 浮遊物質:付表9に掲げる方法 溶存酸素量:規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 大腸菌数:付表10に掲げる方法						

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典等:「水質汚濁に係る環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

項目類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）・水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法	全窒素:規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法 全磷:規格46.3に定める方法			

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (6) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

ウ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/以下	
測定方法	全亜鉛:規格53に定める方法 ノニルフェノール:付表11に掲げる方法 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩:付表12に掲げる方法				

出典等:「水質汚濁に係る環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (7) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法	底層溶存酸素量：規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
 - 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。
- 出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (8) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以 下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		水素イオン濃度：規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 化学的酸素要求量：規格 17 に定める方法（ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法 溶存酸素量：規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 大腸菌数：付表 10 に掲げる方法 n-ヘキサン抽出物質：付表 14 に掲げる方法					

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 C F U / 100ml 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは次のものをいう。
 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$COD(02mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$
 (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)
 (b)：蒸留水について行なった空試験値(ml)
 fNa₂S₂O₃：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価
- 3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 4 年 11 月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (9) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の(2) により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定め る方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (10) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の(2) により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (11) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法 又は付表 13 に掲げる方法	X

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 4 年 11 月）を使用して作成した。

表 3.2.8-4 (12) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。）1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

出典等：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

エ. 土壌

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく「土壌環境基準」(平成3年 環境庁告示第46号)により定められている土壌に係る環境基準を表3.2.8-5に示す。

表 3.2.8-5 (1) 土壌に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

出典等:「土壌環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2.8-5 (2) 土壌に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

出典等：「土壌環境基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

オ. ダイオキシン類

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11環境庁告示第68号)により定められているダイオキシン類に係る環境基準を表3.2.8-6に示す。

表 3.2.8-6 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラ-ジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。 		

出典等:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

②規制基準等

ア. 大気汚染

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)に基づき硫黄酸化物の排出基準を規定している。排出基準は以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされ、基本的な調査対象範囲では $K=17.5$ とされる。

$q=K \times 10^{-3} H_e^2$: 硫黄酸化物の許容排出量 (単位 ; 温度零度・圧力1気圧の状態に換算した m^3 毎時)

K : 地域別に定める定数 ($K=17.5$)

H_e : 補正された排出口の高さ (煙突実高+煙上昇高)

また、「大気汚染防止法」(昭和43年 法律第97号)に基づき工場・事業場に設置されているばい煙・粉じん発生施設等に対し、排出基準又は構造等に関する基準を定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙・粉じん発生施設等は設置しない。

イ. 騒音

「騒音規制法」(昭和43年 法律第98号)に基づく騒音について規制する地域(以下「指定地域」という。)の区域区分を表3.2.8-7に、同法に基づく規制基準等を表3.2.8-8～表3.2.8-10に示す。なお、基本的な調査対象範囲に指定地域は存在していない。

表 3.2.8-7 騒音の区域区分と指定地域

騒音の区域区分	指定地域
第1種区域	南秋田郡五城目町における第1種低層住居専用地域
第2種区域	南秋田郡五城目町における第1種住居地域 南秋田郡井川町今戸字カチ田、浜井川字洲崎、浜井川字曲淵、北川尻字海老沢樋ノ口、字下村、字中村及び字上村宅地、小竹花字川崎及び字小縄手下、坂本字四百刈、字山崎及び字横岡、八田大倉字古堂及び字八幡並びに坂本字三嶽下二十四番一から二十四番三まで、二十四番七、二十四番八、二十四番十から二十四番十四まで、二十四番十九、二十四番二十、二十四番二十三から二十四番三十一まで、二十四番四十から二十四番四十五まで、二十四番四十七、二十五番、四十二番一から四十二番四まで、四十二番六、四十二番八から四十二番十一まで、四十二番十六から四十二番十八まで、四十三番、四十五番、四十六番一、四十六番三、四十六番三十二から四十六番三十五まで、百六十四番、百六十五番、百六十六番一から百六十六番六まで、百六十六番八から百六十六番十一まで、二百十二番一から二百十二番十四まで及び二百十三番
第3種区域	南秋田郡五城目町における近隣商業地域、商業地域、準工業地域 南秋田郡井川町浜井川のうち字新堰と字洲崎、字新堰と字家ノ東、字ヒル子と字家ノ東、字ヒル子と字土樋及び字喜兵衛堰と字土樋の各境界線並びに東日本旅客鉄道株式会社奥羽線の東側敷地境界線によって囲まれた地域
第4種区域	南秋田郡五城目町における工業地域 南秋田郡井川町浜井川字家ノ東

備考

1 この表に掲げる行政区画その他の地域は、平成24年4月1日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

出典等：「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」(昭和61年 秋田県告示第218号)(平成24年告示第147号改正)を使用して作成した。

表 3.2.8-8 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(単位：デシベル)

時間・区域の区分	昼間 (午前8時～午後6時)	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考

上表にかかわらず、第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲五十メートルの区域内における規制基準は、同号の表の各欄に定める値から五デシベルを減じた値とする。

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
- (二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所
- (三) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (四) 図書館法(昭和二十五年法律百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- (五) 老人福祉法(昭和三十八年法律百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
- (六) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

出典等：「騒音規制法に関する規制」(秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2-8-9 特定建設作業に係る規制基準

(単位：デシベル)

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	85dB(敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	最長連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考

第1号区域

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和三十八年秋田県告示第二百十八号)で指定された地域のうち次に掲げる区域

- 一 第一種区域
- 二 第二種区域
- 三 第三種区域
- 四 第四種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲八十メートルの区域内の区域
 - (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
 - (二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所
 - (三) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (四) 図書館法(昭和二十五年法律百十八号)第二条第一項に規定する図書館
 - (五) 老人福祉法(昭和三十八年法律百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
 - (六) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

(昭和43年11月27日、厚生省・建設省告示1号)

(昭和61年3月28日秋田県告示第220号(平成27年告示第259号改正))

出典等：「騒音規制法に関する規制」(秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月)を使用して作成した。

表 3.2.8-10 自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
・A区域及びB区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
・A区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
・B区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下
・C区域のうち、車線を有する道路に面する区域		

備考

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注：A区域、B区域、C区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

A区域：専ら住居の用に供される区域

B区域：主として住居の用に供される区域

C区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典等：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

ウ. 振動

「振動規制法」（昭和51年 法律第64号）に基づく振動について規制する地域（以下「指定地域」という。）の区域区分を表3.2.8-11に、同法に基づく規制基準等を表3.2.8-12～表3.2.8-15に示す。なお、基本的な調査対象範囲には指定地域は存在していない。

表 3.2.8-11 振動の区域区分と都市計画の用途地域

騒音の区域区分	都市計画の用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域（注1） 第2種中高層住居専用地域（注1） （※中高層住宅が一团地として、建設されている地区）
	第1種中高層住居専用地域（注2） 第2種中高層住居専用地域（注2） 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	工業地域

注1：第1種並びに第2種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一团地として、建設されている地区

2：第1種並びに第2種中高層住居専用地域のうち、上記以外の区域

出典等：「振動に関する規制」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-12 特定工場等において発生する振動の規制基準

(単位：デシベル)

時間・区域の区分	昼間	夜間
	(午前8時～午後7時)	(午後7時～翌日午前8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

備考

[昭和61年県告示第223号、昭和51年11月10日環境庁告示第90号「特定工場において発生する振動の規制に関する基準」]

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、昭和61年県告示第222号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）により、それぞれ指定された第1種区域及び第2種区域をいう。
- 2 区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

出典等：「振動に関する規制」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-13 道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

- 1 第1種区域：昭和61年県告示第222号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第1種区域とする。
第2種区域：指定告示により指定された第2種区域とする。
- 2 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 4 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 5 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

出典等：「振動に関する規制」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-14 振動に係る特定建設作業

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打機 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 を、使用する作業	①もんけん・圧入式くい打機 ②油圧式くい抜機 ③圧入式くい打くい抜機
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業（注1）	
4	ブレーカーを使用する作業（注1）	手持式のもの

注1：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

出典等：「振動に関する規制」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-15 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	75デシベル以下
	2号	
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日
	2号	

備考

- 1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、第1種区域の全域及び第2種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内。
 - ・学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校
 - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - ・図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - 2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域
 - デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
 - 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 出典等：「振動に関する規制」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

エ. 悪臭

基本的な調査対象範囲は、「悪臭防止法」（昭和46年 法律第91号）に基づく悪臭について規制する地域（以下「規制地域」という。）には該当していない。

オ. 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく工場及び事業所からの排水についての一般排水基準を表 3.2.8-16 及び表 3.2.8-17 に、上乘せ基準を表 3.2.8-18 に示す。

表 3.2.8-16 一般排水基準 (有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.5 mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mgB/L
	海域に排出されるもの：	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mgF/L
	海域に排出されるもの：	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考

1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典等：「一般排水基準」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 4 年 11 月)を使用して作成した。

表 3.2.8-17 一般排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L （日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L （日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L （日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L （日間平均8mg/L）

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- リン（りん）含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典等：「一般排水基準」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

表 3.2.8-18 水質汚濁に係る上乘せ排水基準

項目	許容限度			
	第1種水域	第2種水域	第3種水域	
シアン化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.5mg/L	0.5mg/L	-	
六価クロム化合物	0.2mg/L	0.2mg/L	-	
生物化学的酸素要求量	30mg/L	60mg/L	-	
化学的酸素要求量	(ア) 秋田県公害防止条例第40条別表第2の化学的酸素要求量の(一)に掲げる業種又は施設	30mg/L	60mg/L	-
	(イ) (ア) 以外の業種又は施設	30mg/L	30mg/L	-
浮遊物質量	70mg/L	120mg/L	-	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	20mg/L	20mg/L	20mg/L	
フェノール類質量	0.5mg/L	0.5mg/L	2.0mg/L	
銅含有量	1.0mg/L	1.0mg/L	2.0mg/L	
窒素含有量	20mg/L	20mg/L	-	
磷含有量	2mg/L	2mg/L	-	

備考

- この表に掲げる排水基準は、排出水の量の多少にかかわらず、適用する。ただし、次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。
 - この表第六号(一)の項の排水基準のうち八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水に係る排水基準並びに同号(二)の項、第十一号及び第十二号の排水基準 一日当たりの平均的な排出水の量が三十立方メートル以上である特定事業場に係る排出水
 - この表第八号の排水基準 一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル未満である特定事業場に係る排出水
 - 次の(一)又は(二)に掲げる排水基準は、当該(一)又は(二)に定める排出水について適用する。
 - この表第六号(一)の項の排水基準 湖沼又は海域に排出される排出水のほか、八郎湖に流入する公共用水域に排出される排出水
 - この表第六号(二)の項、第十一号及び第十二号の排水基準 八郎湖又はこれに流入する公共用水域に排出される排出水
 - 豊川又はこれに流入する公共用水域に排出される排出水についてのこの表第六号(一)の項の規定の適用については、同項中「六〇」とあるのは、「三〇」とする。
 - この表第五号から第七号まで、第十一号及び第十二号の排水基準は、排出水の排出される時間内において一定の時間の間隔で当該排出水の汚染状態を測定した数値の平均値について適用する。
 - この表に掲げる排水基準に係る水域の区分は、付表のとおりとする。
 - 畜産農業又はサービス業に属する特定事業場のうち豚房施設及び牛房施設に係る排出水については、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第一条に規定する排水基準を適用する。この場合においては、同令別表第二の備考2の規定にかかわらず、一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
 - 一の特定事業場について二以上の異なる排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、これらの排水基準のうち最も厳しい排水基準を適用する。
- 出典等：「秋田県公害防止条例」(昭和46年10月1日条例第52号(最終改正 平成23年3月14日条例第19号))を使用して作成した。

カ. 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年 法律第53号)に基づく指定区域の指定基準を表3.2.8-19及び表3.2.8-20に示す。

基本的な調査対象範囲には、指定区域及び調査対象とされた土地はない。なお、事業の実施に当たっては、3,000m²以上の掘削を伴う土地の形質の変更を行う場合は、本法に則り手続きを行う必要がある。

表 3.2.8-19 指定区域の指定基準（溶出量基準）

項目	溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典等：「土壌汚染対策法施行規則 別表第四」(平成14年2月26日環境省令第29号、最終改正：令和3年4月1日 環境省令第14号)を使用して作成した。

表 3. 2. 8-20 指定区域の指定基準（含有量基準）

項目	含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4000mg以下であること。

出典等：「土壌汚染対策法施行規則 別表第五」（平成14年2月26日環境省令第29号、最終改正：令和3年4月1日 環境省令第14号）を使用して作成した。

キ. 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年 法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 法律第 100 号）により地下水の採取について規制が定められているが、秋田県では規制地域の指定は無い。

ク. 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

(2) 自然関係法令等

①自然保護関係

ア. 自然公園法

基本的な調査対象範囲には、「自然公園法」（昭和 32 年 法律第 161 号）に基づく国立公園及び国定公園、並びに「秋田県立自然公園条例」（昭和 33 年 秋田県条例第 38 号）に基づく県立自然公園は存在しない。

イ. 自然環境保全法

基本的な調査対象範囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 法律第 85 号）及び「秋田県自然環境保全条例」（昭和 48 年 条例第 23 号）に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域は存在しない。

ウ. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

基本的な調査対象範囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）に基づく生息地等保護区は存在しない。

エ. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

基本的な調査対象範囲における鳥獣保護区の指定状況を図 3.2.8-1 に示す。基本的な調査対象範囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 法律第 88 号) に基づく県指定鳥獣保護区である八郎潟鳥獣保護区が存在する。

オ. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

基本的な調査対象範囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年 条約第 7 号) に基づく自然遺産は存在しない。

カ. 都市緑地法

基本的な調査対象範囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年 法律第 72 号) に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区は存在しない。

キ. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

基本的な調査対象範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 条約第 28 号) に基づく国際的に重要な湿地は存在しない。

(3) その他の法令等

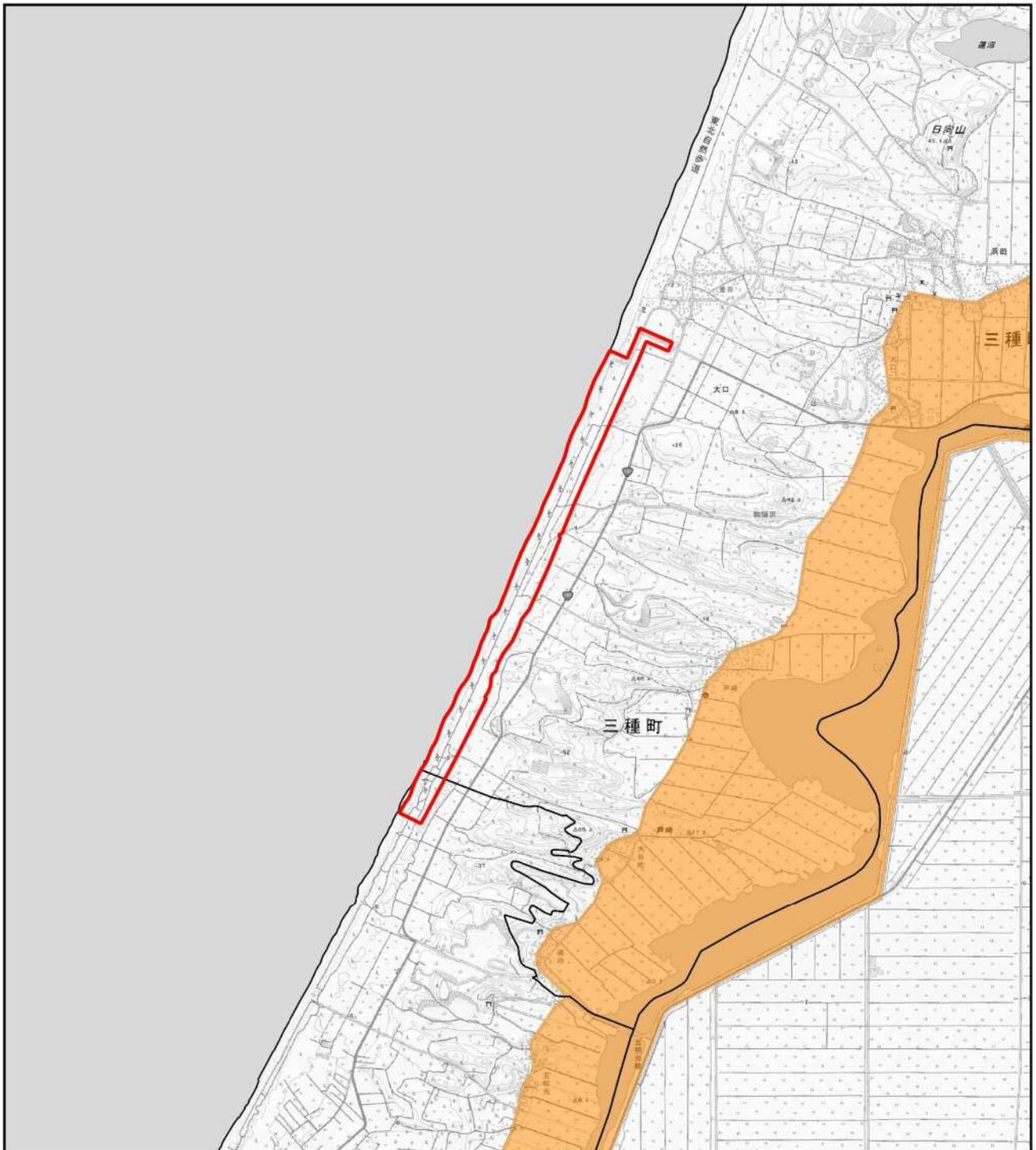
①指定文化財等

ア. 史跡・名勝・天然記念物

基本的な調査対象範囲には、「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)、「秋田県文化財保護条例」(昭和 50 年 条例第 41 号)、「三種町文化財保護条例」(平成 18 年 条例第 104 号) 及び「男鹿市文化財保護条例」(平成 17 年 条例第 106 号) に基づく史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

イ. 埋蔵文化財

「秋田県遺跡地図情報」(秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月: 令和 4 年 11 月) によると、基本的な調査対象範囲には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。



凡例

 八郎瀧鳥獣保護区

 対象事業実施区域

 行政区域

1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.8-1 鳥獣保護区の指定状況

出典等:「国土数値情報 鳥獣保護区」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和4年11月)を使用して作成した。

②景観

ア. 景観法の規定により指定された景観計画区域

基本的な調査対象範囲は、「景観法」(平成 16 年 法律第 110 号)及び「秋田県の景観を守る条例」(平成 5 年 条例第 11 号)に基づく景観計画区域には指定されていない。

イ. 都市計画法

基本的な調査対象範囲には、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)に基づく風致地区は存在していない。

③森林法

基本的な調査対象範囲における保安林の指定状況を図 3.2.8-2 に示す。

基本的な調査対象範囲には、「森林法」(昭和 26 年 法律第 249 号)に基づく、保安林が存在している。なお、対象事業実施区域及びその周辺の保安林は、その全域が保健保安林に指定されている。

④国土防災に係る指定区域等

基本的な調査対象範囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 法律第 57 号)に基づく指定区域等の状況を図 3.2.8-3 (1) に示す。

基本的な調査対象範囲には、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が存在している。

次に、基本的な調査対象範囲における「砂防法」(明治 30 年 法律第 29 号)、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)及び「地すべり等防止法」(昭和 33 年 法律第 30 号)に基づく指定区域等の状況を図 3.2.8-3 (2) に示す。

基本的な調査対象範囲には、「砂防法」(明治 30 年 法律第 29 号)に基づく砂防指定地は存在していない。

一方、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「地すべり等防止法」(昭和 33 年 法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域が基本的な調査対象範囲にそれぞれ一カ所ずつ存在しているが、対象事業実施区域内には存在していない。

また、基本的な調査対象範囲には、その他の国土防災に係る指定地域等である地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、雪崩危険箇所及び急傾斜(警戒区域)が存在している。なお、当該表記は「秋田県防災ポータルサイト」(秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和 4 年 11 月)に倣い記載している。

⑤農業振興地域の整備に関する法律

基本的な調査対象範囲における農業振興地域及び農用地区域の指定状況を図 3.2.8-4 に示す。

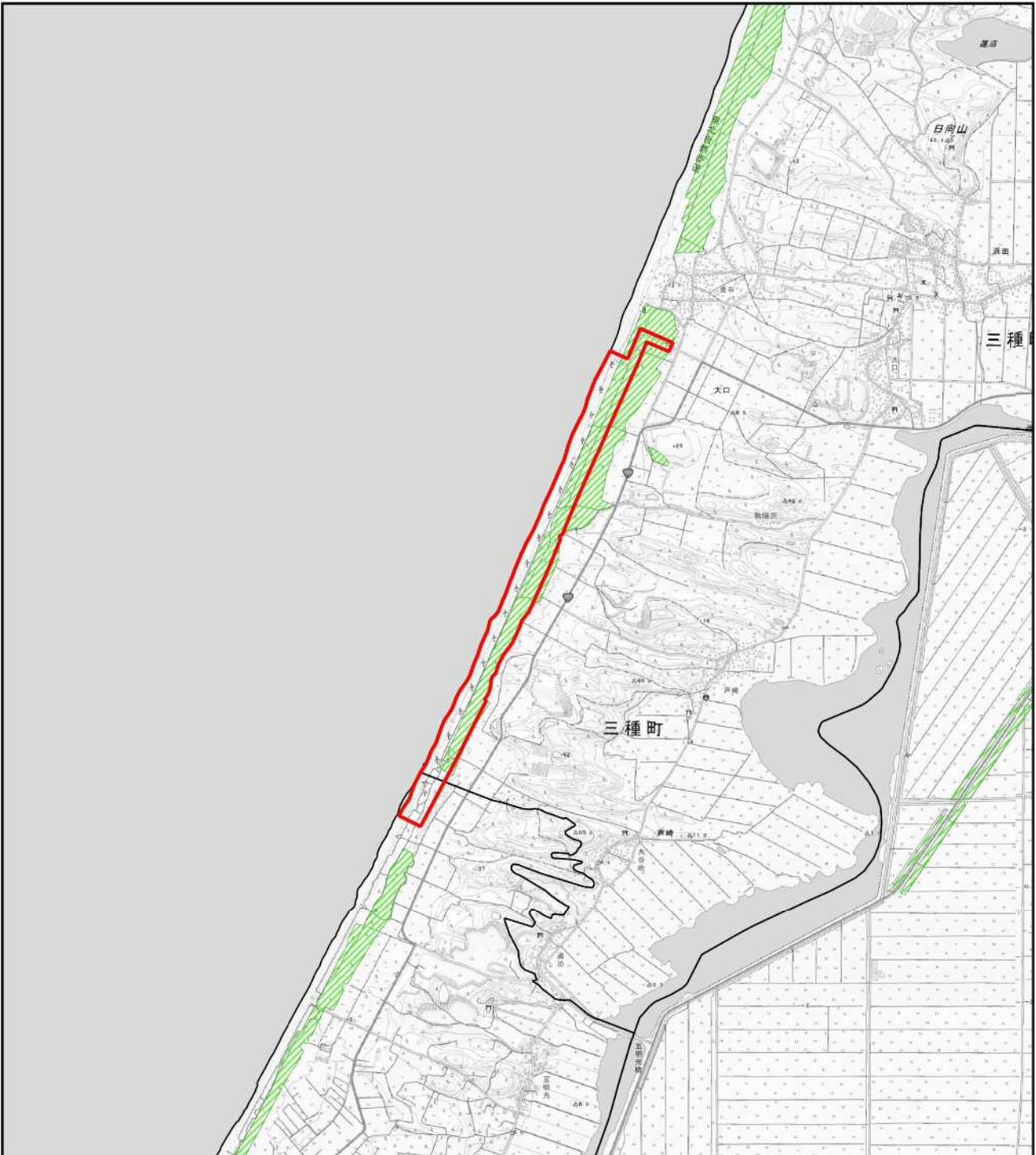
基本的な調査対象範囲内には、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 法律第 58 号）に基づく農業振興地域及び農用地区域が存在している。

⑥海岸保全区域

基本的な調査対象範囲における海岸保全区域の指定状況を図 3.2.8-5 に示す。

基本的な調査対象範囲内には、「海岸法」（昭和 31 年 法律 101 号、最終改正：平成 30 年 法律第 95 号）に基づく海岸保全区域が存在している。

また、当事業区域近傍には「秋田沿岸海岸保全基本計画」（平成 28 年 2 月 秋田県）に基づく既存施設区域が存在している。なお、同計画に基づく整備対象区域及び受益の地域には該当していない。



凡例

 保安林（保健保安林）

 対象事業実施区域

 行政区域

1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



出典等：「国土数値情報 森林地域」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）及び「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

図 3.2.8-2 保安林の指定状況



凡例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

 対象事業実施区域

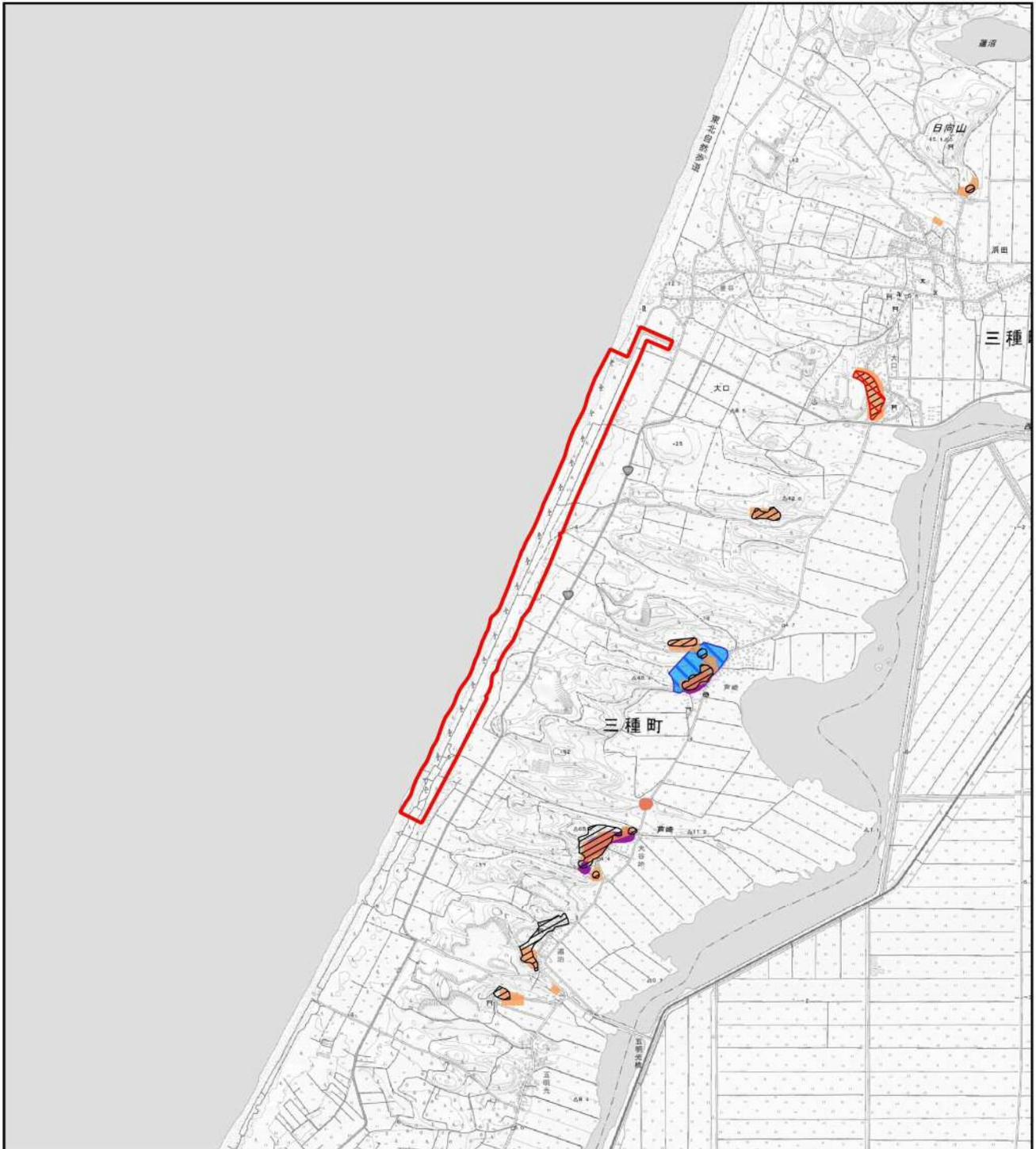
1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



出典等：「国土数値情報 土砂災害警戒区域」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）及び「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

図 3.2.8-3 (1)

国土防災に係る指定区域の状況



凡例

法に基づく指定区域

地すべり危険区域

急傾斜地崩壊危険区域

その他の国土防災に係る指定地域

雪崩危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所

地すべり危険箇所

急傾斜（警戒区域）

対象事業実施区域

1:40,000

500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.8-3 (2)

国土防災に係る指定区域の状況

出典等：「秋田県防災ポータルサイト」（秋田県が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。



凡例

 農業振興地域

 農用地区域

 対象事業実施区域

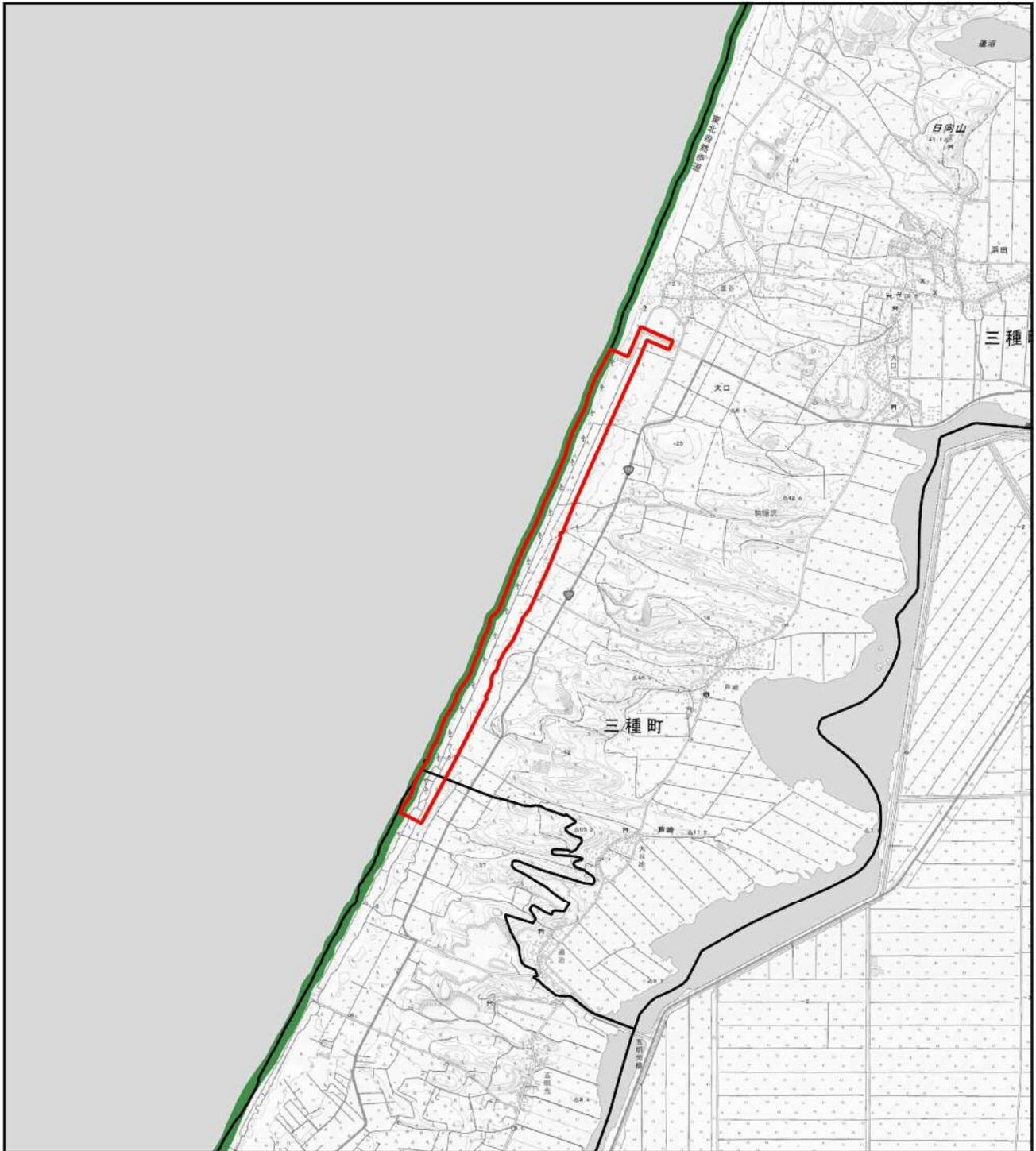
 行政区域

1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.8-4 農業振興地域及び農用地区域の状況

出典等：「国土数値情報 農業地域」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。



凡例

■ 海岸保全区域

□ 対象事業実施区域

□ 行政区画

1:40,000
500 0 500 1,000 1,500 2,000 m



図 3.2.8-5 海岸保全区域の状況

出典等：「EADAS」（環境省が運営するホームページ）及び「国土数値情報 海岸保全施設」（国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月：令和4年11月）を使用して作成した。

⑦その他の環境保全計画等

ア. 秋田県環境基本計画

秋田県では、「秋田県環境基本条例」(平成9年 条例第60号)に基づき、令和12年度までを計画期間とする「第3次秋田県環境基本計画」を令和3年3月に策定した。また、本県の総合的な計画である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」(平成30年3月)の基本政策の一つである『環境保全対策の推進』の実現を目指し、策定したものであり、環境の保全に関する施策の方向性を示すための計画である。

本計画では、目指すべき環境像として「豊かな水と緑あふれる秋田～みんなで持続可能な社会を目指して～」を将来に継承していくため、秋田県の将来の姿として、全国に誇れる「環境先進県」を掲げるとともに、県民、事業者、民間団体、行政が連携・協力し、この実現のために、これらの全ての主体が一体となって、計画的かつ総合的に取り組むべき施策の方向性を示している。

また、この計画に掲げられている基本方針と施策の方向性は、表3.2.8-21のとおりである。

表 3.2.8-21 第3次秋田県環境基本計画

基本方針	施策の方向性
自然と人との共生可能な社会の構築	①多様な生態系の保全 ②野生動植物の保護 ③外来種への対応 ④生物多様性の主流化 ⑤自然とのふれあい推進 ⑥農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上
環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	①廃棄物の発生抑制と循環利用、適正処理の推進 ②大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策 ③水・土壌環境の保全 ④化学物質対策の推進
地球環境保全への積極的な取組	①気候変動対策の推進 ②海洋汚染対策の推進
環境保全に向けての全ての主体の参加	①環境教育、環境学習の推進 ②環境に配慮した自主的行動の推進 ③県民、事業者、民間団体、行政等による環境パートナーシップの推進

出典等:「第3次秋田県環境基本計画」(令和3年 秋田県)を使用して作成した。

イ. 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画

秋田県では、平成11年3月に「温暖化対策 美の国あきた計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。また、平成23年3月に「秋田県地球温暖化対策推進条例」を指定するとともに、同条例に基づき「秋田県地球温暖化対策推進計画」を平成23年4月に策定し、令和2年における温室効果ガス排出量の目標を平成23年度比で11%削減することとして地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきた。しかしながら、東日本大震災以降、秋田県の温室効果ガスの総排出量は目標数値を大きく上回っていることから、平成29年に計画の見直しを行い、第2次計画として策定した。第2次計画では、目標年を2030年度とし、温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することとしている。

ウ. 秋田県新エネルギー導入ビジョン、第2期秋田県新エネルギー産業戦略

秋田県では、「秋田県地球温暖化対策地域推進計画」を推進するために、新エネルギー等の導入を促進する指針として「秋田県新エネルギー導入ビジョン」を平成23年3月に策定し、太陽光発電など13種類の再生可能エネルギー等について、令和2年度を目標年度とする目標値を定めて導入を推進している。

さらに、「あきた未来総合戦略」（平成27年度策定）において、新エネルギー関連産業を地域産業の競争力を強化する5つの成長分野の一つに位置づけていることを受け、再生可能エネルギーの導入拡大を産業振興及び雇用創出につなげるための取組を一層強化していることを目的とした「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」を平成28年3月に策定している。この中で設定している再生可能エネルギーの導入目標を表3.2.8-22に示す。

風力発電については、令和2年度末で62万kWと平成27年度末(27.7万kW見込み)の2倍以上となる目標値を設定するとともに、令和2年度までは毎年7万kW、令和3年度以降は毎年1万kW以上の陸上風力発電の増加を目指すとしている。

表3.2.8-22 秋田県における再生可能エネルギーの導入目標

(単位：kW)

項目	平成27年度末(見込)	令和2年度末	令和7年度末
風力	277,000	620,000 (+343,000)	815,000 (+538,000)
地熱	88,300	130,300 (+42,000)	130,300 (+42,000)
太陽光	105,000	240,000 (+135,000)	255,000 (+150,000)
水力	301,622	305,000 (+3,378)	310,000 (+8,378)
バイオマス	85,800	110,800 (+25,000)	110,800 (+25,000)
合計	857,722	1,406,100 (+548,378)	1,621,100 (+763,378)

注：()内は、平成27年度末からの増加量を示す。

出典等：「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」（平成28年 秋田県）を参考にして作成した。

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況を表3.2.9-1に示す。

表 3.2.9-1 関係法令等による規制状況

区分	関係法令等	地域その他の対象	指定等の有無	
			基本的な調査対象範囲	対象事業実施区域
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×
		水域類型指定	×	×
	騒音規制法	指定地域	×	×
	振動規制法	指定地域	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×
	土壤汚染対策法	指定区域	×	×
	工業用水法	規制区域	×	×
自然保護	自然公園法	自然公園（国立／国定公園）	×	×
	秋田県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全区域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
		県立自然環境保全地域	×	×
		緑地環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	県指定鳥獣保護区	○	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	国際的に重要な湿地	×	×	
文化財	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	×
		埋蔵文化財	×	×
	秋田県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	×	×
	三種町文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	×	×
	男鹿市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	×	×
景観	景観法	景観計画区域（一般地域）	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○
土地利用	土地利用法	森林地域	○	○
		農業地域	○	○
		自然公園地域	×	×
		自然保全地域	×	×
		都市地域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○

注：「○」は指定等がなされていること、「×」は指定等がなされていないことを示す。